

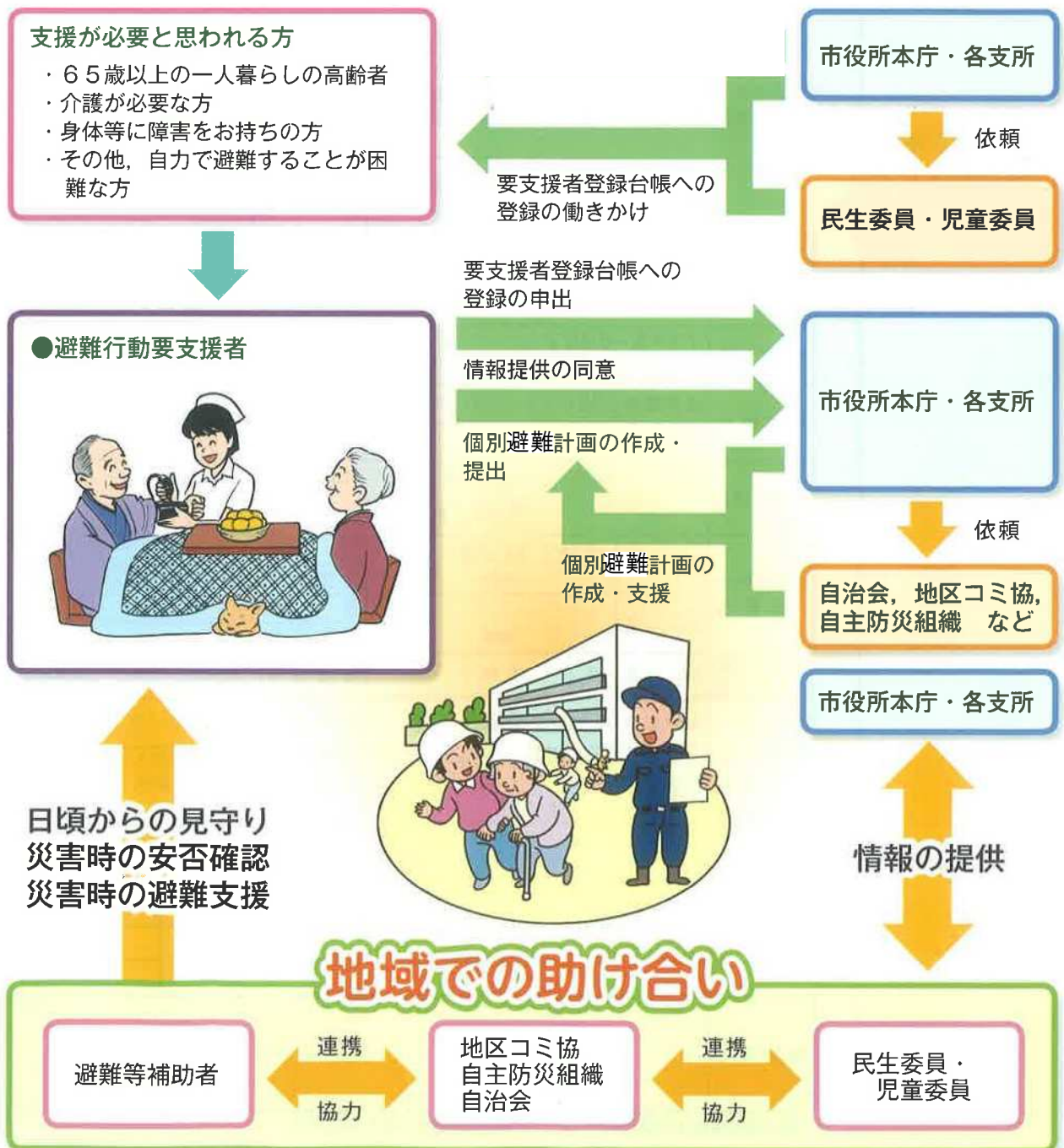
# 地域で災害から高齢者や障害者を守りましょう

## ～避難行動要支援者避難支援等制度～

市では、高齢者や障害者の方が、住み慣れた地域の中で、安全で安心して暮らしていただくため、災害発生時あるいは災害が発生するおそれがある時、災害（風水害）に関する情報の提供や避難行動などの支援体制を築くため、**避難行動要支援者避難支援等制度の取り組みを開始しています。**

災害時に、一人では避難することができない方は、要支援者登録台帳への登録の申し出（最寄りの本庁、各支所へ電話）を行ってください。

### 【制度の概要】



## 【用語の解説】

### 1 要配慮者とは

高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する方のことです。

### 2 避難行動要支援者とは

要配慮者のうち災害時に自ら避難することが困難で、避難行動に特に支援を必要とする在宅の方のことです。

### 3 避難等補助者とは

災害時等において、避難行動要支援者に対して、避難場所までの避難補助や防災情報の伝達、安否確認等を行う方のことです。

### 4 要支援者登録台帳とは

避難行動要支援者登録申出書兼台帳といいます。制度の趣旨に賛同された避難行動要支援者が、ご自分の個人情報や民生委員・児童委員や自治会、自主防災組織等へ情報提供することに同意いただき、申出いただいた時に登録される台帳です。

### 5 個別避難計画とは

避難行動要支援者の避難支援についてまとめた計画です。避難支援等を実施する支援者の情報や予定避難先、避難誘導の留意事項などを定めます。

### 6 地域支援機関とは

日頃からの地域コミュニティ活動を通じて、避難行動要支援者の「個別避難計画」の作成等を支援していただく、自治会、地区コミュニティ協議会、自主防災組織等の団体のことです。



### 支援関係者への情報提供について

要支援者登録台帳と個別避難計画に記載された災害時の支援に必要な情報は、民生委員・児童委員、自主防災組織、自治会、地区コミュニティ協議会、消防団、避難等補助者等の支援を行う関係機関及び団体へ提供することになります。

### 制度のご確認

この支援制度は、普段からの地域の助け合い（共助）によって、災害時の人的被害を減らそうとするもので、災害の状況等によっては、必ず支援を受けられるとは限りませんので、ご承知おきください。

## 【お問合せ先】

薩摩川内市役所 福祉こども部  
福祉政策課 社会福祉グループ

TEL0996-22-8115（内線 2732） Fax0996-23-0808

e-mail : shakaifukushi@city.satsumasendai.lg.jp